2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二　試験項目及び試験工程表

（燃料体検査の申請）

第二十三条　法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　燃料体の型式

三　法第四十三条の三の十二第二項の燃料体の設計の認可年月日及び認可番号

四　燃料体の個数（燃料要素の集合体である燃料体に係る場合は、燃料要素の数を併せて記載すること。）

五　検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　加工の工程

二　燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（燃料体検査の実施）

第二十四条　法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一　燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査
二　燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　湾曲度を確認する検査 三　外観検査 四　表面汚染密度検査 五　溶接部の非破壊検査 六　ヘリウム漏えい検査（三の項の下欄第三号の検査が行われる場合を除く。）
三　加工が完了した時	組み立てられた燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　外観検査 三　ヘリウム漏えい検査（二の項の下欄第六号の検査が行われる場合を除く。）

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条　法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体の設計の認可）

第二十六条　法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三　燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四　燃料体の構造及び重量

五　燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六　燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式を含む。）

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書

三　燃料体の構造図

四　加工のフローシート

五　品質保証に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（機構が行う燃料体検査）

第二十七条　法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一　第二十四条の表一の項及び二の項に規定する検査

二　第二十四条の表一の項及び二の項に規定する検査（第二十五条の規定により原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表一の項及び二の項の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合に限る。）

2　前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う燃料体検査の通知書等）

第二十八条　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を行う時期